

令和6年度第11回

十和田市農業委員会総会議事録

期日 令和7年2月19日

場所 十和田市役所別館1階会議室

令和6年度第11回十和田市農業委員会総会

1. 場 所 十和田市役所別館1階会議室

2. 開 会 日 時 令和7年2月19日(水) 午後2時00分

3. 閉 会 日 時 令和7年2月19日(水) 午後2時31分

4. 出席農業委員(19名)

1番	脊戸潤子	2番	沢井清治
3番	小笠原松寿	4番	沢目勝弘
5番	米田拓実	6番	中野雄一郎
7番	芋田一弘	8番	立崎和寿
9番	山田利昭	10番	稲田優憲
11番	奥山博	12番	小田正喜
13番	外山康仁	14番	竹浦寿広
15番	野崎さち子	16番	杉山秀明
17番	力石堅太郎	18番	山崎誠一
19番	箕輪展忠		

5. 欠席農業委員(0名)

6. 出席農地利用最適化推進委員(12名)

十和田湖地区	白山雄治郎	十和田湖地区	中屋敷光男
三本木地区	米内山義治	三本木地区	山端敏行
四和地区	工藤優美子	四和地区	古谷朝直
切田地区	若沢弘幸	切田地区	田中稔
大深内地区	大平靖四郎	伝法寺地区	小笠原一成
藤坂地区	市崎貴之	六日町地区	平舘龍徳

7. 会議に付した案件

- 報告第41号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- 報告第42号 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について
- 報告第43号 農地の転用事実に関する照会について
- 議案第51号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可について
- 議案第52号 十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について
- 議案第53号 十和田市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第54号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
- 議案第55号 令和7年度農作業労働賃金等標準額について

8. 議事録署名委員

3番 小笠原 松 寿

4番 沢 目 勝 弘

9. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局 長	櫻 田 修一郎	事務局 次長	中 村 淳 一
事務局 農地係長	吉 田 武 範	事務局 振興係長	苫米地 慶
事務局 推進 監	高 橋 克 彦	事務局 主 査	戸 舘 奈津美

10. 書 記

事務局 主 査 戸 舘 奈津美

議 長（箕輪展忠）出席委員は、定足数に達しておりますので総会は成立いたしました。ただ今より、令和7年2月6日に告示招集いたしました、令和6年度第11回十和田市農業委員会総会を開会いたします。

議 長（箕輪展忠）これより本日の会議を開きます。はじめに、議事録署名委員の指名を行います。お諮りいたします。議事録署名委員は議長において指名することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議 長（箕輪展忠）ご異議なしと認め、議長より指名いたします。3番 小笠原 松寿委員、4番 沢目 勝弘 委員を指名いたします。

議 長（箕輪展忠）会議書記には、戸舘 奈津美 主査を、参与には、事務局長以下各職員を任命いたします。

議 長（箕輪展忠）次に会期の決定を行います。お諮りいたします。総会の会期は本日1日限りとしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議 長（箕輪展忠）ご異議なしと認め、総会の会期は本日1日限りと決定いたします。

議 長（箕輪展忠）次に報告第41号について事務局から報告をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎）1ページをお願いします。報告第41号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について。農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する件です。2ページです。農地法によるものが、2ページから3ページまでの合計10件、30筆、69,122平方メートルです。今後の意向については、65番は未定、66番は売買予定、67番は別人に売買予定、68番は別人と貸借、69番から72番は未定、73番は賃借人である_____が経営する法人へ売買、74番のうち19-3は未定、24-7は転用予定となっております。このうち、66番は基盤法にかかる議案として、68番は3条の賃借権設定、73番は3条の所有権移転にかかる議案として、74番のうち24-7については5条許可にかかる議案として提出されております。農地中間管理事業による案件はございません。なお、今回、協力金の返還対象となるものはございません。以上です。

議長（箕輪展忠）報告について、ご意見ございませんか。

（なしの声あり）

議長（箕輪展忠）なしと認めます。よって報告第41号を報告済みといたします。

議長（箕輪展忠）次に報告第42号について事務局から報告をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎）4ページをお願いします。報告第42号、農地法第3条の3の規定による届出書の受理について。農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を受理したので報告する件です。内容は、5ページから11ページです。今回は、合計21件、113筆、261,700平方メートルです。取得事由はすべて相続によるもので、取得後の内容は、自ら耕作、農地として管理、貸借中などとなっています。今回、あっせんの希望はございません。なお、現況が宅地など農地以外の用途になっているものについては、今後、分筆及び地目変更の指導をしていきたいと思っております。以上です。

議長（箕輪展忠）報告について、ご意見ございませんか。

（なしの声あり）

議長（箕輪展忠）なしと認めます。よって報告第42号を報告済みといたします。

議長（箕輪展忠）次に報告第43号について事務局から報告をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎）12ページをお願いいたします。報告第43号、農地の転用事実に関する照会について。青森地方法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき、別紙のとおり回答したので報告する件です。13ページです。今回の照会は、合計1件、2筆、402.50平方メートルです。令和7年2月6日に現地調査を実施し、法務局への回答も同日2月6日に行っております。33番は、十和田警察署から東に約250メートルの地点です。照会地は、平成10年建築の共同住宅の敷地となっています。昭和63年1月26日付けで居宅のための5条転用許可を受けている土地でありますので、非農地と判断しております。以上です。

議長（箕輪展忠）報告について、ご意見ございませんか。

（なしの声あり）

議長（箕輪展忠）なしと認めます。よって報告第43号を報告済みといたします。

議長（箕輪展忠）ここからは議案に入ります。今月担当した調査班の調査員は、竹浦班長、中野委員、山田委員の3名です。2月6日に現地調査及び市役所別館4階会議室2において聴取調査を行っております。

議長（箕輪展忠）ここで暫時休憩します。

休憩 午後2時5分

(_____ 委員 退席)

再開 午後2時6分

議長（箕輪展忠）休憩を解いて会議を再開します。

議長（箕輪展忠）次に議案第51号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎）14ページをお願いします。議案第51号、農地法第3条第1項の規定に基づく許可について。農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める件です。内容は、15ページから21ページで、所有権の移転に関するものが、15ページから18ページ、賃借権、使用貸借の権利設定に関するものが19ページから20ページ、地役権の設定に関するものが21ページとなっています。21ページの地役権の設定についてですが、本件は、東北電力が後日実施予定の立石発電所の改修工事に先立ち、現在、農地の地下に設置済みの発電用地下導水路について、地役権の設定を行うものです。前回の1月総会にも同様の案件が上程されていましたが、本件は許可を受けようとする土地の相続登記が1月の総会時点でなされていなかったことから、今回相続登記を終えた上で、申請がなされたものです。以上です。

議長（箕輪展忠）許可申請に係る現地調査の結果について報告を願います。14番竹浦 寿広 委員をお願いします。

報告委員（竹浦寿広）農地法第3条の許可に関する報告をします。今回の申請は、所有権の移転17件、賃借権の設定7件、使用貸借による権利の設定1件、地役権の設定1件の合計26件です。所有権の移転は、98番から110番までが売買によるものです。そのほか、111番が現在の借人に、112番が父から息子に、113番と114番が知人に、それぞれ贈与するものです。このうち新規取得は99番です。賃借権及び使用貸借による権利の設定は、54番から60番が労力不足によるもので、61番が法人設立及び経営移行によるものです。

このうち新規就農は61番です。地役権の設定は、農地の地下に水力発電に使用するため設置している導水路に係るものです。今回の申請について、現地確認、写真確認等を行い、農地法第3条第2項の各号等、並びに農地法関係事務処理基準第3の2(1)の規定に照らして審査した結果、農地法第3条調査書のとおり、すべての申請は許可要件を満たしていると認められます。報告は以上です。

議長（箕輪展忠）竹浦委員、ご苦労様でした。次に、新規取得者に対する聴取調査の結果について報告願います。三本木地区 米内山 義治 農地利用最適化推進委員お願いします。

報告委員（米内山義治）農地法第3条の許可に関する新規取得について報告をします。

15ページの申請番号99番の小規模の新規取得となる譲受人に対し、2月6日午後1時30分、市役所別館4階会議室2において、調査員3名と私の計4名で聴取調査を行いました。譲受人は、当該申請に係る農地に隣接する住宅に移り住み、営農する計画を有しております。聴取調査では、営農計画書を基に、機械の確保、労働力、技術関係等を確認しましたが、特に問題はありませんでした。現地確認でも申請地は農地として管理されていました。以上のことから、取得にあたっては、特に問題はないと判断します。報告は以上です。

議長（箕輪展忠）米内山推進委員、ご苦労さまでした。次に、十和田湖地区 中屋敷 光男 農地利用最適化推進委員お願いします。

報告委員（中屋敷光男）農地法第3条の許可に関する新規就農について報告をします。

20ページの申請番号61番の新規就農となる譲受人に対し、2月6日午後1時45分、市役所別館4階会議室2において、調査員3名と私の計4名で聴取調査を行いました。聴取調査では、機械の確保、労働力、技術関係等を確認しましたが、特に問題はありませんでした。現地確認でも申請地は農地として管理されていました。以上のことから、取得にあたっては、特に問題はないと判断します。報告は以上です。

議長（箕輪展忠）中屋敷推進委員、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長（箕輪展忠）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長（箕輪展忠）ご異議なしと認めます。よって、議案第51号は許可することに決定いたしました。

議長（箕輪展忠）ここで暫時休憩します。

休憩 午後2時12分

（_____委員 着席）

再開 午後2時13分

議長（箕輪展忠）次に議案第52号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎）22ページをお願いします。議案第52号、十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、十和田市長に対して別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるよう要請することの承認を求める件です。内容は、23ページから24ページです。今回は、合計7件、13筆、31,918平方メートルです。以上です。

議長（箕輪展忠）農用地利用調整会議の結果について報告願います。三本木地区 米内山 義治 農地利用最適化推進委員をお願いします。

報告委員（米内山義治）40番の調整内容を報告します。1月10日午前9時、農業委員会会長室において農用地利用調整会議を行いました。本件は、出し手の労力不足により売買するものです。調整の結果、売買価格等について双方が合意したため、調整調書を作成し、農業委員会へ提出しました。報告は以上です。

議長（箕輪展忠）米内山推進委員、ご苦労さまでした。次に、切田地区 田中 稔 農地利用最適化推進委員をお願いします。

報告委員（田中稔）41番から44番の調整内容を報告します。41番は1月10日午前10時、42番は同日午前10時30分、43番は同日午前11時、44番は1月22日午前9時、農業委員会会長室において農用地利用調整会議を行いました。本件は、出し手の労力不足により売買するものです。調整の結果、売買価格等について双方が合意したため、調整調書を作成し、農業委員会へ提出しました。報告は以上です。

議 長（箕輪展忠）田中推進委員、ご苦労さまでした。次に、大深内地区 大平 靖四郎 農地利用最適化推進委員お願いします。

報告委員（大平靖四郎）45番の調整内容を報告します。1月22日午前10時、農業委員会会長室において農用地利用調整会議を行いました。本件は、出し手の労力不足により売買するものです。調整の結果、売買価格等について双方が合意したため、調整調書を作成し、農業委員会へ提出しました。報告は以上です。

議 長（箕輪展忠）大平推進委員、ご苦労さまでした。次に、切田地区 若沢 弘幸 農地利用最適化推進委員が議案関連により自主退席しているため、事務局に代読させます。

農地係長（吉田武範）若沢弘幸推進委員退席中のため、代わりまして事務局から、46番の農用地利用調整会議の結果について報告いたします。1月22日午後1時30分、農業委員会会長室において農用地利用調整会議を行いました。本件は、出し手の労力不足により売買するものです。調整の結果、売買価格等について双方の合意を受けたことから、若沢弘幸推進委員から調整調書が農業委員会へ提出されております。報告は以上です。

議 長（箕輪展忠）これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

議 長（箕輪展忠）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり要請することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議 長（箕輪展忠）ご異議なしと認めます。よって、議案第52号は要請することに決定いたしました。

議 長（箕輪展忠）ここで暫時休憩します。

休憩 午後2時18分

（_____委員及び _____委員 退席）

再開 午後2時18分

議長（箕輪展忠）休憩を解いて会議を再開します。

議長（箕輪展忠）次に議案第53号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎）25ページをお願いします。議案第53号、十和田市農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農地中間管理機構に係る農用地利用集積計画の作成について、別紙のとおり十和田市長から依頼があったので、農業委員会の意見を求める件です。賃借権の設定は、26ページから32ページです。今回は、合計13件、51筆、108,784平方メートルです。再設定は、54番のみで、その他はすべて新規の権利設定です。利用権の設定期間は、5年、または10年となっております。次に、使用貸借による権利の設定は、33ページです。使用貸借による権利の設定は、合計2件、2筆、3,159平方メートルです。2件ともに新規の権利設定で、設定期間は10年となっております。今回、協力金の対象となるものはございません。以上です。

議長（箕輪展忠）これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

議長（箕輪展忠）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（箕輪展忠）ご異議なしと認めます。よって、議案第53号は原案のとおり決定いたしました。

議長（箕輪展忠）ここで暫時休憩します。

休憩 午後2時20分

（ _____ 委員及び _____ 委員 着席）

再開 午後2時21分

議長（箕輪展忠）休憩を解いて会議を再開します。

議長（箕輪展忠）次に議案第54号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎）34ページをお願いします。議案第54号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法第5条第3項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、青森県知事に送付するための意見を求める件です。内容は35ページです。合計4件、5筆、4,108平方メートルです。事務局から、農地区分の判断などについて、ご説明いたします。26番の転用事由は、農地を売買で取得し、宅地分譲地10区画の造成を行うものです。場所は、三本木小学校から南東に約350メートルの地点です。小規模開発行為の対象です。農地区分は、用途地域内の第3種農地に該当します。27番の転用事由は、農地を売買で取得し、宅地分譲地2区画の造成を行うものです。場所は、十和田警察署から南東に約250メートルの地点です。農地区分は、用途地域内の第3種農地に該当します。28番の転用事由は、農地を売買で取得し、普通住宅を建築するものです。場所は、十和田警察署から南西に約650メートルの地点です。農地区分は、用途地域内の第3種農地に該当します。29番の転用事由は、農地を売買で取得し、普通住宅を建築するものです。場所は、第三友愛保育園から西に約200メートルの地点です。農地区分は、用途地域内の第3種農地に該当します。以上です。

議長（箕輪展忠）許可申請にかかる現地調査及び聴取調査の結果について、報告願います。6番 中野 雄一郎 委員お願いいたします。

報告委員（中野雄一郎）農地法第5条の農地転用に関する報告をします。今回の申請は、合計4件です。2月6日午前9時に調査員3名で現地調査を行い、午後2時に市役所別館4階会議室2で聴取調査を行いました。問題はありませんでした。本件は、農地転用に係る立地基準及び一般基準の各要件等を満たしておりますので、許可相当と認められます。報告は以上です。

議長（箕輪展忠）中野委員、ご苦労さまでした。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

議長（箕輪展忠）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（箕輪展忠）ご異議なしと認めます。よって、議案第54号は許可相当とする

ことに決定いたしました。

議長（箕輪展忠）次に議案第55号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎）36ページをお願いします。議案第55号、令和7年度農作業労働賃金等標準額について。令和7年度農作業労働賃金等標準額の決定について審議を求める件です。内容は37ページです。令和7年度の各項目の金額につきましては、まず、先月の全員協議会で事務局の案をお示しいたしました。その後、2月5日水曜日にJA十和田おいらせ、市農林畜産課、農業委員会の3者で検討会を開催し、協議を行いました。先月の全員協議会でお示した金額について、それぞれの項目の値上げも視野に入れて協議いたしましたところ、2の農業機械利用料の表の中段にあります、刈り取り脱穀のそば10アール当たりの単価について、先月の全員協議会では6,800円とお示しておりましたが、大豆と同じ機械で同じことをするのに、そばだけ額が低いのはいかなものかということで、最終的にはこの刈り取り脱穀のそばの単価も、大豆と同額の8,900円とすることとなりました。これ以外の項目の額については、先月の全員協議会で委員の皆様にお示した事務局案が、そのまま次年度の標準額とすることで、最終的に合意となりました。なお、本議案をご審議いただき、承認されました後には、市のホームページに掲載し公表するとともに、チラシを作成しまして、JAの外務での配布等を通じて農業者、また、市民の皆様には3月中にはお知らせする予定としております。以上です。

議長（箕輪展忠）これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

農業委員（杉山秀明）16番の杉山です。ふと思ったんですが、これは時給を基に計算していると思いますが、我々農業者の時給というのは、苫米地係長、いくらになるのでしょうか。

議長（箕輪展忠）事務局。

振興係長（苫米地慶）お答えします。農業者の時給というのは特段定め等はないのですが、今年度の青森県の労働者に関する最低賃金ということであれば、1時間あたり953円ということで発表されています。以上です。

農業委員（杉山秀明）というのは、全産業の時給を基にして953円ということですが、農業者だけの時給を見たときに、20円なんです。20円。20円の時給だと、この標準額からかけ離れているんですよ。参考までに、2町4反歩くらいだと370円、9町歩以上だと890円なんです。農業者だけの場合。この20円というのはなんとかならないのかと。到底受け入れがたい金額ですよ。

農業者の時給20円というのは。これは米農家の場合だそうです。去年の秋の国会の参議院でも議論されている数字です。見てましたらとんでもない数字だなど。計算方法やどういう農業形態をもって出されているかわかりませんが、考えさせられる話でした。我々も農業に従事しながら、ある意味指導的な立場にあるので、知識として知っておかないとならないなと思ったものですから、この標準額については異論はないんですけども、発言させていただきました。以上です。

議 長（箕輪展忠）ありがとうございました。私もテレビ等見てると、杉山委員は20円といいましたけども、時給10円と言ってる方もいます。皆様の意見を踏まえて、色々な会議の中で要請していきたいと思えます。他に質疑ありませんか。

（なしの声あり）

議 長（箕輪展忠）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議 長（箕輪展忠）ご異議なしと認めます。よって、議案第55号は原案のとおり決定いたしました。

議 長（箕輪展忠）以上で、今総会に付議されました議事は全て終了いたしました。これを持ちまして、令和6年度第11回十和田市農業委員会総会を閉会いたします。誠にご苦勞様でした。

————— 閉会 午後2時31分 —————